

商工会だより

第180号

令和5年8月3日
揖斐川町商工会
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

☆小規模事業者持続化補助金（一般型）

商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆様に対し費用の2/3を補助します。

受付締め切り	第13回 2023年8月31日（木）※事業支援計画書（様式4）発行締切
補助対象者	商工会地区で事業を営む小規模事業者 ※小規模事業者とは 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業者の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業者の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業者の数 20人以下
補助対象事業	・策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。 ・商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
補助率等	[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円 [創業枠] 200万円 ※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ ※通常枠以外は追加申請要件があります。 ※補助率：補助対象経費の2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）
補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費※、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

補助対象となり得る取組事例のイメージ

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・新商品を陳列するための棚の購入・新たな販促用チラシの作成、送付・商品販売のためのウェブサイト作成や更新 ※WEB関連のみでの申請は不可、補助金の確定時に認められる補助金総額の1/4が上限 | <ul style="list-style-type: none">・国内外の展示会・見本市・商談会への参加費用・展示会参加のために必要な旅費・新商品の開発・事業遂行にあたり必要な外注費等 |
|--|---|

ご相談は商工会まで

- ◇申請に際しては、商工会の確認が必要となります。
- ◇確認書類等の発行には一定の日数がかかりますので、余裕を持ってお越してください。
- ◇なお、公募要領および申請様式等に関しては、以下のアドレスをご覧ください。

岐阜県商工会連合会 <https://www.gifushoko.or.jp/jizokukar4/>

谷汲女性部

令和5年7月10日（月）、11日（火）に、商工会谷汲支部女性部では交通安全啓発活動でマスコット作りを行いました。

今年度は、鹿の皮をもみじやイチョウの形に切り抜き、仕上げ材を塗って作ったマスコットになっております。

「早めのライト事故防止！」の標語をつけ、秋の交通安全週間に合わせて谷汲地区にある企業にお配りいたします。



谷汲支部工業部

令和5年7月23日（日）に、商工会谷汲支部で3年ぶりに親子木工教室の開催をしました。

全体で30人（内子供15人）の参加があり、今年度は木の本立て作りしました。

木の本立て作りは、自由研究など夏休みの宿題には打って付けで、ものづくりの楽しさを多くの子供達に知って頂けたと思います。

木工教室に参加した子供達からは「みんなで作るの楽しかった！」「自分で作った本棚だから、大事にしたい！」とうれしい声を頂きました。

作り終わった後は、皆でフランクフルトやかき氷を食べて楽しい夏のひと時を過ごしました。



金融

☆公庫の金融相談日をご利用下さい。

揖斐川町商工会館にて、金融相談日を開催しております。

来月のご相談日は、9月12日(火)です。

普通貸付の申し込みをはじめ、返済状況の変更等、何でもご相談下さい。

なお、相談時間調整のため、ご希望の方は事前に商工会へご連絡下さい。

制度名	利率	貸付限度額	貸付期間	説明
普通貸付	基準 0.99%～2.55	4,800万円	運転資金 5年以内 (特に必要な場合7年以内)	担保を提供する 融資
	基準 1.94%～2.90		設備資金 10年以内	担保を不要とする 融資
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	1.12%	2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	保証人、担保は不要 (金融審査会の推薦 が必要です)

経営

☆事業承継についてお悩みはありませんか？

～さまざまな形の事業承継相談をワンストップで解決～

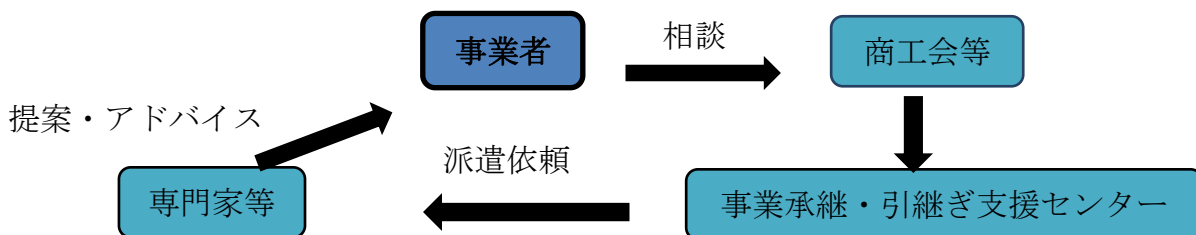
「後継者が決まっていないけど誰かに事業を継いでもらいたい」

「子供(または親族以外)に継がせようと思っているがどんな手続きが必要？」

「会社や店舗を買い取って事業を拡大したい」

こういったことは安易に他人に相談することができず、正確な情報をどこで入手できるかわからず、時間だけが過ぎてしまう、ということが起こりがちです。

岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者が不在でも、親族・親族以外への承継でも、企業買収(M&A)についても専門家に無料で相談できます。



創業したい方と後継者不在の会社等を引き合わせる後継者人材バンク制度もあります。まずは商工会までご連絡ください。*『事業承継・引継ぎ支援センター』…国が設置した公的相談窓口です。